

平成24年度稲敷市農業委員会第4回総会

[4月25日]

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の第3項1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条の6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移動の許可について
日程 7 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)
日程 9 議案第4号 平成24年度稲敷市農業委員会委活動重点事業について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 19番 | 宮本善助君 |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣壽君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	26番	沖野谷秀雄君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

欠席委員

25番 濱田昭一君

出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告
 4月11日（水） 濱田昭一委員お見舞い
 於 つくばセントラル病院
 出席者 秋本精一職務代理，森川事務局長

午後3時12分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年4月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほど

よろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は25番濱田委員です。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は5番篠崎惣壽委員，6番松本文雄委員，両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の第3項1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。報告第1号，農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは1ページをお開き願います。

報告第1号，農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番，沼田字鍛冶や坪，畑1筆，723平方メートルでございますが，平成23年5月26日，被相続人の死亡により取得したものでございます。なお，農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番，江戸崎字古屋敷外1地区，畑2筆，1，587平方メートルでございますが，平成23年5月26日，被相続人の死亡により取得したものでございます。なお，農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

2ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番及び2番について、関連するものでございますので一括して報告いたします。

柴崎字新宿，畑1筆，633平方メートル及び柴崎字新宿，畑1筆217平方メートルでございますが，申請地を取得して，建築面積121平方メートルの自己住宅1棟を建築するものです。併せて申請地を取得して住宅への進入路として使用するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条の6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは3ページをお開き願います。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，結佐字流作ほか1地区，田5筆，畑1筆，計6筆，12，697平方メートルでございますが，耕作者の健康上の理由により合意解約するものでございます。

受理番号2番，手賀組新田字大重，田3筆，16，230平方メートルでございますが，賃貸人が，耕作者を変更するため，合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 6ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてでございます。

議案書の備考欄の位置図2と3が逆になっておりますので訂正をお願いします。

受理番号1番、松山字橋本ほか5地区、田7筆、2,389.66平方メートルでございますが、稲敷土地改良事務所が行う大宿・君賀地区経営体育成基盤整備事業の公衆用道路として使用するため届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

受理番号2番、下根本字三ツ屋、畑1筆、194.56平方メートルでございますが、自己所有地に農業用倉庫を新たに建築するもので、農地法施行規則第32条第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務係長（井戸賀輝行君）

5ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。競売による所有権移転1件、売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転2件の計5件でございます。

受理番号1番、神宮寺字内向、畑1筆、925平方メートルについてでございますが水戸地方裁判所竜ヶ崎支部が行った不動産競売において不動産の最高額買受人になったものであります。受人の農地法第3条にかかる買受証明願いに対する証明書の交付につきましては1月定例総会の議案第2号で審査し交付しているものであり受け人となる許可要件を満たしているものであります。なお添付すべき必要書類も

合わせて確認をいたしました。

受理番号2番 羽賀字大原，畑2筆，18，751平方メートルについてでございますが渡し人は離農するため農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受け人となる許可要件を満たしているものと考えております。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

受理番号3番 上根本字中曾根，田1筆，204平方メートルについてでございますが渡し人は狭小な農地を一体として利用することができる隣接農地の所有者に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受け人となる許可要件を満たしているものと考えております。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

受理番号4番 岡飯出字塚越外2地区，田7筆，計1，325.61平方メートルについてでございますが，渡し人は高齢のため農業後継者に贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受け人となる許可要件を満たしているものと考えております。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

6ページをお開き願います。

受理番号5番 飯出字一年田外1地区，田7筆，計2，245.61平方メートルについてでございますが，渡し人は高齢のため農業後継者に贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり受け人となる許可要件を満たしているものと考えております。なお添付すべき必要書類も合わせて確認しました。

以上で議案第1号，受理番号1番から5番までの説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが，調査報告をお願いいたします。受理番号1番については買受適格証明書の交付時に審査済ですので報告を省略いたします。

まず，受理番号2番を山崎委員より報告願います。

○11番（山崎健一君） 11番山崎です。受理番号2番について報告いたします。4月20日に事務局が受け人に関する聞き取り調査を行っております。申請内容に間違いがないことを確認をしております。受け人は主に栗，梅等を栽培している農業者でありまして農業経営面積は86アール，農業従事日数が150日であります。4月23日に村山委員，清原委員と現地確認調査を行いました。所有の農地については休耕地もなく違反転用をありませんでした。農機具の所有状況であります。耕耘機1台を所有しております。以上調査の結果，報告書のとおり受け人となる許可要件を満たしており問題はないかなということであります。よろしくご審議願います。以上でございます。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号3番について吉岡委員より報告願います。

○7番（吉岡一仁君） 7番吉岡です。受理番号3番について報告いたします。

4月20日に受け人に関する調査をし申請内容に間違いがないこと確認いたしました。受け人は主に水稻を栽培してる農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地について受け人は現在休耕地が240アールあります。この畑については遊休農地の農業上の利用に関する計画書が提出されており今後1年以内に耕作を再開するものであります。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。作業の常時従事要件については受人の農作業従事日数250日であります。農業経営面積要件については、経営面積318アールであります。

以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えております。

よろしくご審議願います。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番から5番について糸賀委員より報告願います。

○30番（糸賀泰夫君） 30番糸賀です。受理番号4番・5番については同一世帯ですので一括して、報告いたします。

4月18日に受人に関する調査をし、井戸賀委員さんと現地確認し申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に 水稻・銀杏を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については、所有の農地については休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。作業の常時従事要件については、受人の農作業従事日数は60日になります。農業経営面積要件については、経営面積255アールであります。

地域調和要件については、周辺の農業上の効率的かつ総合的に利用に支障を生じるおそれはありません。

以上調査の結果、買受人となる4つの許可要件を全て満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議願います。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

○議長（加納 昭君） これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。
よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして議案第2号現況証明願に対する証明書の交付についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会主査（高橋 渉君）

7ページをお開き願います。

議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。
転用事実証明書の交付1件、非農地証明書の交付2件、計3件でございます。
受理番号1番、西代字東田、畑1筆、14平方メートルについての、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。

平成3年9月17日付南総農政指令第133号、一般住宅用地の敷地拡張で許可を受けております。

受理番号2番、蒲ヶ山字山崎、田2筆、746平方メートルについて、相続した農地の登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。

昭和55年頃から住宅用敷地として利用されており、木造平屋建店舗1棟及び進入路が建築されております。

撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と、建築年月日の記された固定資産評価証明書、及び始末書が提出されています。

受理番号3番、上君山字清原台、畑1筆、271平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。

昭和52年頃から宅地として利用されており、木造平屋建住宅46.27平方メートルが建築されております。

撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と、建築年月日の記された固定資産評価証明書、及び始末書が提出されています。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番について保科委員より報告願います。

○20番（保科 進） 20番保科です。受理番号1番について、去る23日、加納委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的のとおり住宅の敷地として利用されていることを確認しました。

また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号2番から3番について山崎委員より報告願います。

○11番（山崎健一君） 11番です。報告申し上げます。

受理番号2番につきまして、4月23日、村山委員と清原委員とそれと事務局のほうで、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、さきほどの事務局の説明どおり間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。

申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。

次に 受理番号3番について、同じく4月23日、村山委員と清原委員とそれと事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、先ほどと同じですが事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されております。また、昭和52年建築と記載された固定資産課税証明書と、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。

申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議お願い申し上げます。以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君） つづきまして議案第3号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。なお議事参与制限に該

当する案件がございますので、事務局は受理番号29番から33番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

よろしく申し上げます。

8ページをお開きください。

議案第3号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、再設定が26件、117筆で、面積が197,813平方メートル、新規設定が7件、54筆で、面積が81,447平方メートル、合計33件で、171筆、面積が279,260平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、西代字南田ほか、田6筆、11,968平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積595アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、200日の、認定農業者です。

受理番号2番、曲渕字北割ほか、田10筆、21,042平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積484アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は150日の、認定農業者です。

受理番号3番、新橋字清水ほか、田3筆で、11,745平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が1年、小作料は現金20,000円、設定を受ける者は、経営面積349アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の、認定農業者です。

受理番号4番、境島字萩原ほか、田3筆、計2,973平方メートル、再設定で利用目的が、稲、期間が6年、小作料は玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積737アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、300日の、認定農業者です。

9ページをお願いします。

受理番号5番、佐原組新田字高丸ほか、田6筆、12,828平方メートル、再設定で利用目的が稲、期間が6年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積688アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、180日の、認定農業者です。

受理番号6番、下須田字古新田、田、2,314平方メートル、受理番号7番、浮島字尾島ほか、田9筆、9,086平方メートル、受理番号8番、下須田字神田ほか、田2筆、581平方メートル、次のページをお願いします。

受理番号9番，下須田字神田ほか，田9筆，15，031平方メートル，受理番号10番，阿波埼字須口ほか，田2筆，4，177平方メートル，受理番号11番，下須田字小島，田，3，080平方メートルの，6件でございますが，いずれも再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，444アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，300日の，認定農業者です。

受理番号12番，犬塚字荒野ほか，田3筆，10，477平方メートル，受理番号13番，犬塚字荒野，田，1，698平方メートルの2件でございますが，いずれも再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は現金2万円，設定を受ける者は，経営面積342アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，200日の，認定農業者です。

11ページをお願いします。

受理番号14番，押砂字中ノほか，田8筆，11，332平方メートル，再設定で利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積188アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，150日の，認定農業者です。

受理番号15番，東大沼字堂前ほか，田5筆，11，332平方メートル，再設定で利用目的が，稲，期間6年，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，639アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，250日の，認定農業者です。

受理番号16番，結佐字逆川ほか，田7筆，8，296平方メートル，再設定で利用目的が，稲，利用期間が6年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積697アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，200日の，認定農業者です。

受理番号17番，鳩崎字野原，田，923平方メートル，再設定で利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積609アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，250日です。

12ページをお願いします。

受理番号18番，下須田字神田ほか，田13筆，3，966平方メートル，受理番号19番，田，2，201平方メートル，の2件でございますが，いずれも再設定で利用目的が，稲，期間が5年，小作料は玄米3俵，設定を受ける者は，経営面積593アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，100日の，認定農業者です。

受理番号20番，下須田字神田ほか，田4筆，18，574平方メートル，再設定で利用目的が，稲，期間が5年，小作料は玄米3俵，設定を受ける者は，経営面積598アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，250日の，認定農業者です。

13ページをお願いします。

受理番号21番，下須田字與後ほか，田7筆，7，670平方メートル，受理番号22番，下須田字小島ほか，田3筆，4，047平方メートル，の2件でございますが，いずれも再設定で，利用目的が稲，期間が5年，小作料は玄米3俵，設定を受ける者は，経営面積1，667アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数200日の，認定農業者です。

受理番号23番，手賀組新田字大重ほか，田3筆，16，230平方メートル，新規設定で利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積，231アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，150日です。

受理番号24番，上根本字別府下ほか，田4筆，4，300平方メートル，新規設定で利用目的が，稲，期間が10年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積434アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，250日の，認定農業者です。

受理番号25番，清久島字大浦ほか，田32筆，25，052平方メートル，新規設定で利用目的が，稲，期間は10年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積は1，303アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，320日の，認定農業者です。

15ページをお開き願います。

受理番号26番，阿波崎字阿波崎ほか，田6筆，計7，782平方メートル，新規設定で利用目的は，稲，期間が6年，小作料は玄米3俵，設定を受ける者は，水稻を作付けする認定農業者で，経営面積1，639アール，農作業従事日数は，250日です。

受理番号27番，本新ほか，田3筆，16，154平方メートルでございますが，新規設定で，利用目的が稲，期間が10年，小作料が現金35，000円，設定を受ける者は，経営面積285アール，農作業従事日数は，250日の認定農業者です。

受理番号28番，清水字前浦ほか，田5筆，9，489平方メートル，新規設定で利用目的が，稲，期間が10年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積813アールの，水稻を作付けする農家で，農作業従事日数は，200日の認定農業者です。

以上，受理番号1番から28番まで，いずれも農業経営 基盤強化 促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく，ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。
これより議案第3号稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）の受理番号1番から28番までを採決いたします。
本案は原案の通り設定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） つづきまして、議案第3号、受理番号29番ですが農業委員会等に関する法律第24条議事参与の規定に篠崎惣壽委員が該当しますので5番篠崎惣壽委員の退席を求めます。

〔篠崎惣壽委員退席〕

○議長（加納 昭君） それでは事務局の説明をお願いします。
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

受理番号29番、高田字渡場、田、2,440平方メートル、新規設定で、利用目的が稲、期間が6年、小作料が玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積154アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、160日です。

以上、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。
これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。
これより議案第3号、受理番号29番を採決いたします。
本案は原案の通り設定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

審議が終了しましたので、5番篠崎委員の入室を許可いたします。

〔篠崎惣壽委員着席〕

○議長（加納 昭君） それでは、つづきまして議案第3号、受理番号30番から33番までの審議に入りますが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に私、加納が該当しますのでここで議長を秋本職務代理者と交代いたします。

〔加納 昭会長自席に着席〕

〔秋本精一委員議長席に着席〕

○議長（秋本精一君） それでは、受理番号30番から33番の審議についてでござ

いますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、22番、加納会長が該当いたしますので、加納会長の退席を求めます。

[加納 昭会長退出]

○議長（秋本精一君） それでは、ただいま22番、加納会長が退席しましたので審議を始めます。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

受理番号30番、結佐字結佐ほか、田2筆、3,090平方メートル、利用目的は稲、期間は6年、小作料は玄米2.5俵、受理番号31番、手賀組新田字秋塚、田、1,090平方メートル、受理番号32番、手賀組新田字高俣ほか、田3筆、5,462平方メートル、受理番号33番、手賀組新田字高俣ほか、田6筆、12,830平方メートル、利用目的が稲、期間が6年、小作料が玄米3俵、いずれの4件は再設定です。設定を受ける者は、経営面積1,822アールの、水稻を作付けする農家で、農作業従事日数は、250日の、認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（秋本精一君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

[「なし」との声あり]

○議長（秋本精一君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これより議案第3号、受理番号30番から33番までを採決いたします。

本案は原案の通り設定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（秋本精一君） 賛成多数と認めます。

よって本案は原案のとおり決定いたしました。

審議が終了いたしましたので22番加納会長の入室を許可します。

[加納 昭会長入室]

○議長（秋本精一君） これで議長を交代いたします。

[秋本精一委員自席に着席]

[加納 昭会長議長席に着席]

日程 9 議案第4号 平成24年度稲敷市農業委員会委活動重点事業について

○議長（加納 昭君） では、つづきまして、議案第4号、平成24年度稲敷市農業委員会活動重点事業についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

それでは、議案第4号「平成24年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」で
ございます。内容が少し細かいので説明が長くなると思いますが、まず農業委員会
の役割・機能等の活動方向を明確にし、重点を置いた活動をするため、下記の事業
に取り組むものでございます。

まず、1の農地対策の推進ですが、①としまして、耕作放棄地の解消、これはあ
っせん活動等により解消対策に取り組むもので、農業委員会による検討会の開催、
広報活動、農地所有者に対する指導を行うものです。目標設定は、解消面積を50
ヘクタールとするものです。

②としまして、違反転用の適正な対応、これは違反転用の未然防止に向けて啓発
活動を行うとともに、違反転用者に対する是正指導を行うものです。目標設定は、
11月を「農地パトロール強化月間」として全地区一斉農地パトロールを行い、耕
作放棄地の発生、無断転用の防止に向けた啓発活動や農地利用の現状把握を行うも
のです。

③としまして、農地の監視活動、これは遊休農地の実態把握と解消促進、農地の
有効利用に向けた啓発普及及び農地制度の適切な運用の徹底等を目的に、地区担当
の監視活動を行うものです。目標設定は、毎月10日を「地区農地パトロールの日」
と定め、担当地区の監視活動を本年も行うものです。

④としまして、あっせん活動の強化、これは担い手への農地の利用集積に向けた
あっせん活動を行うものです。あっせん申し出のあった農家の仲介に入り、担い手
農家へのあっせん活動を実施するもので、目標設定を50件とするものです。

次に、2の遊休農地に関する措置でございますが、①としまして、農地の利用状
況調査、これはすべての農地の利用状況について調査を行うもので、目標設定は、
10月、全地区一斉に農地の利用状況調査を実施するものです。

②としまして、遊休農地への指導、これは農地の利用状況調査で把握した遊休農
地の所有者に対しまして、耕作するよう指導するもので、目標設定は、1月から3
月に実施するものです。

次に、3の担い手対策の推進でございますが、①としまして、担い手に対して認
定農業者制度の普及推進を行うとともに、農業経営改善計画の達成に向けた相談・
支援等を実施するものです。目標設定は、農政課事業等への協力です。

②としまして、担い手に対する農地集積支援、担い手の農地集積を推進するため、
適切な支援を行うもので、目標は、「担い手登録農家」の登録推進を引き続き行うも
のです。現在の担い手登録農家数は、63件の登録でございます。

③としまして、担い手に対する各種支援策の周知ですが、国・県並びに市におけ
る担い手に対する支援策の周知を徹底するものです。

次に、4の「農政対策の推進について」でございますが、①としまして建議活動、担い手からの意見を踏まえた課題と対策について、市並びに国・県に建議活動を行うものです。目標設定は、認定農業者との意見交換会を実施し、担い手からの意見を踏まえた課題等について建議するものでございます。

②としまして、食農教育の推進、これは農業体験学習等による食農教育の推進など実践活動に努めるもので、目標設定は、遊休農地を利用した農業体験学習を実施するものでございます。

③としまして、農業者年金の加入推進、これは茨城県段階の「稲敷市の加入目標50人」達成に向けて加入推進を行うもので、目標設定は、各地区（旧町村）1名とするものでございます。

次に、5の「情報提供活動について」でございますが、①としまして、全国農業新聞の普及推進、これは全国農業新聞を認定農業者等へ販売推進を図るもので、目標設定は、農業委員一人2部の購読推進を行うものでございます。

②としまして、普及啓発活動、これは農業委員会の活動を農業委員会だよりや市広報誌を利用し啓発を図るもので、目標設定は、農業委員会だよりを年1回発行するものでございます。

次に、6の「活動記録の徹底について」でございますが、これは、農業委員活動記録ノートにより記録の徹底を図るもので、目標設定は、活動記録ノートにより活動の検証を行うものでございます。

次に、7の「活動計画の策定、活動の点検・評価について」でございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定して、その実現を図るとともに、その検証・点検を行うもので、目標設定は、年間の目標及び活動計画の内容について合意決定し、年度末にその検証・点検を行うものでございます。

ただ今ご説明申し上げましたこの「活動重点事業」につきましては、去る3月26日開催の第6回運営委員会におきまして、ご承認をいただき、本日、ご提案するものでございます。また、それぞれに目標を決めておりまして長々と明文化をしておりますけれども国のほうで今盛んに目に見える農業委員の活動ということをおっしゃいます。毎年このように計画を立てましてやっておりますので、よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 説明を終了いたします。これより質疑を認めます。この件に関し質疑ありませんか、質疑ないですか

〔「なし」との声あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、平成24年度稲敷市農業委員会活動重点事業についてを採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議い

ただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句, 数字, その他の整理を要する件については, その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加納 昭君） それでは, 異議なしと認めます。

これをもちまして, 平成24年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

5 番委員 篠 崎 惣 壽 ⑩

6 番委員 松 本 文 雄 ⑩